

中部 M-GTA 研究会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「中部 M-GTA 研究会」と称する。

(所在地)

第 2 条 本会は、事務局の所在地をもって団体所在地とする。

(設立年月日)

第 3 条 本会は、2017 年 1 月 28 日に設立された。

(目的)

第 4 条 本会は、中部地方において M-GTA (修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ) を活用した質的研究の実践を支援するとともに、質的研究全般の方法論的な学習、研究、議論を促進する。また、会員相互の親睦および他地方の M-GTA 研究会との親睦を深める。

(事業)

第 5 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 研究発表会・総会の開催 (年 1 回: 研究発表、スーパーバイザーによる講義、懇親会等)
- 2) ワークショップの開催 (年 1 回: データを使った分析、研究発表、懇親会、合宿等)
- 3) 講演会の開催 (年 1 回: ゲストスピーカーなどによる講演会、研究発表、忘年会等)
- 4) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(会員)

第 6 条 本会の会員は、会員、時限会員、名誉会員で構成される。

- 1) 会員および時限会員は、中部地方[*]に居住地か職場か在籍教育機関 (大学・大学院など) があり、M-GTA に関心がある者とする。
* 中部地方: 愛知、石川、岐阜、静岡、富山、長野、新潟、福井、三重、山梨の 10 県
- 2) 会員は、他地方の M-GTA 研究会にも参加できる。ただし、他地方の M-GTA 研究会で発表を希望する場合は、当該研究会の規定に従い、その可否を確認しなければならない。
- 3) 時限会員は、本会事業への初回参加時のみ時限的に会員資格を与えられ、入会の必要はない。2 回目以降の事業参加を希望する場合は、入会し会員にならなければならない。
- 4) 名誉会員は、本会に特に功労のあった会員であり、総会での推薦、承認をもって決定される。名誉会員は、居住地や職場が中部地方でなくてもよい。

(入会および退会)

第 7 条 入会および退会はメールで事務局に連絡し、世話人会で承認を得るものとする。

2. 会員の行為が本会にとって著しく不利益を生じる場合、もしくは、会員が本会にふさわしくないと判断された場合、当該会員の処遇について世話人会で協議し、総会に審議を諮る。総会で除名案が可決された場合は、当該会員は会員の地位を失う。

(会費)

第8条 本会会員は、以下に定める会費を、本会指定の銀行口座に納めなければならない。

- 1) 会員は、年会費として 3,000 円を毎年納める。
- 2) 時限会員は、本会事業初回参加費として 1,000 円を納める。
- 3) 名誉会員は、年会費の納入を免除される。
- 4) 会費の滞納が 2 年以上におよぶ会員は、会員の資格を放棄したものとみなし、自動退会となる。滞納分は退会後でも徴収される。

(役員およびその任期)

第9条 本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1名 山崎浩司
- 2) 副会長 1名 倉田貞美
- 3) 事務局長 1名 長山豊
- 4) 事務局員 最大6名 鈴木泰子、土師しのぶ、松井瞳
- 5) 世話人 最大15名 阿部正子、伊藤祐希子、倉田貞美、長山豊、山崎浩司
- 6) 監事 1名 加藤真由美

2. 役員の任期は原則 2 年間とするが、再任は妨げない。任期半ばで交代した場合の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(役員の職務および条件)

第10条 役員の職務内容を以下のとおり定める。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3) 事務局長は、入退会手続きや会員への連絡・告知などの事務業務を総括する。
- 4) 事務局員は、事務局長の指示のもとに事務業務を遂行する。
- 5) 世話人は、本会の運営および諸行事の企画立案とその業務を執行する。
- 6) 監事は、本会の財政および業務を監査する。

(役員の選出)

第11条 役員の選出について以下のとおり定める。

- 1) 会長は、世話人会で候補者を協議して選出し、総会にて承認する。

- 2) 副会長、事務局長、世話人、監事は、会長が任命し、世話人会および総会にて承認する。
- 3) 会長、副会長、事務局長の所属する地方区分[※]は、重なってはならない。
※ 地方区分：①甲信越地方（長野、新潟、山梨）、②北陸地方（石川、富山、福井）、
③東海地方（愛知、岐阜、静岡、三重）
- 4) 事務局員は、事務局長が任命し、世話人会および総会にて承認する。
- 5) 会長、副会長、事務局長、事務局員は世話人を兼任するが、監査は世話人を兼任しない。

（役員 の 罷免）

第 12 条 役員 の 行 為 が 本 会 に と っ て 著 し く 不 利 益 を 生 じ る 場 合 、 も し く は 、 役 員 が 本 会 に ふ さ わ し く な い と 判 断 さ れ た 場 合 は 、 当 該 役 員 の 処 遇 に つ い て 世 話 人 会 で 協 議 し 、 総 会 に 審 議 を 諮 る 。 総 会 で 罷 免 案 が 可 決 さ れ た 場 合 は 、 当 該 役 員 は 役 員 の 地 位 を 失 う 。

（世 話 人 会）

第 13 条 世 話 人 会 は 、 会 長 、 副 会 長 、 事 務 局 長 、 世 話 人 に よ り 構 成 し 、 必 要 に 応 じ て 会 長 が 招 集 す る 。

2. 世 話 人 会 は 次 の 事 項 を 行 う 。
 - 1) 事 業 計 画 、 予 算 お よ び 決 算 案 の 立 案
 - 2) 会 員 の 入 退 会 の 承 認
 - 3) 役 員 候 補 者 に 関 す る 協 議
 - 4) 役 員 の 地 位 に 関 す る 協 議
 - 5) そ の 他 、 本 会 の 運 営 と 事 業 の 執 行 に 必 要 な 事 項

（総 会）

第 14 条 総 会 に つ い て 以 下 の と お り 定 め る 。

- 1) 年 に 1 回 、 定 例 総 会 を 開 催 し 、 会 長 が こ れ を 招 集 す る 。
- 2) 会 長 は 必 要 に 応 じ て 臨 時 総 会 を 招 集 す る こ と が で き る 。
- 3) 総 会 は 次 の 事 項 を 行 う 。 議 決 は 出 席 者 の 過 半 数 の 賛 成 に よ る 。
 - ① 事 業 計 画 、 予 算 お よ び 決 算 案 の 承 認
 - ② 会 長 の 改 選 と 役 員 の 承 認
 - ③ 規 約 の 改 正 お よ び 細 則 の 制 定 と 改 正
 - ④ そ の 他 、 本 会 に 必 要 な 事 項 の 決 定

（事 務 局）

第 15 条 会 長 の 定 め る と ころ に 事 務 局 を お く 。

- 1) 事 務 局 は 本 会 の 事 務 を 執 行 し 、 財 産 を 管 理 す る 。
- 2) 事 務 局 の 設 置 は 、 原 則 と し て 事 務 局 長 の 任 期 に よ る 交 代 と 連 動 し 、 2 年 毎 に 3 つ の 地 方

区分で持ち回りとする。

- 3) 事務局長が任期半ばで交代した場合、事務局の移動を速やかに行い、事務局員も交代する。任期半ばで交代した場合の任期は、原則として前任者の任期の残任期間とする。

事務局所在地（2017年4月1日～2019年3月31日）

〒920-0293 石川県河北郡内灘町大学 1-1 金沢医科大学看護学部精神看護学長山研究室

事務局メールアドレス：chubumgta@gmail.com

（会計）

第16条 本会の運営に必要な経費は、次の2つをあてる。

- 1) 年会費
 - 2) 時限会員等による事業参加費
 - * 初年度（2017年度）のみ M-GTA 研究会（東京）からの研究会設立補助金を計上
2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 3. 余剰金は、次年度へ繰り越しできる。

（細則）

第17条 本規約の実施に関して必要が生じた場合、細則を定めることができる。細則の制定と改正は、総会の承認をもって成立する。

（規約の改正）

第18条 本規約は総会の議決によって改正することができる。

（付則）

第19条 会の役員（一部）は次の会員とする。

会 長	長野県松本市旭 3-1-1 信州大学	山崎 浩司
副会長	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1 浜松医科大学	倉田 貞美
事務局長	石川県河北郡内灘町大学 1-1 金沢医科大学	長山 豊

2. 本規約は2017年4月1日より施行する。
3. 本規約は2017年9月1日に一部改定した。